

○渡島廃棄物処理広域連合議会全員協議会運営規程

(平成21年2月26日議会規程第1号)

改正 (平成25年10月31日議会規程第1号)

(目的)

第1条 会議規則第126条に規定する、全員協議会の会議の運営等に関する事項について定めるものとする。

(招集等)

第2条 全員協議会は、議長が招集し、会議を主宰する。議長が不在のときは、副議長が議長の職務を代理する。

2 全員協議会の招集は、文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

3 連合長から、付議事件を示して全員協議会の招集請求があったときは、議長は、会議を招集することができる。

(出席要求)

第3条 議長は、必要に応じて、全員協議会に連合長、監査委員（以下「説明員」という。）及び説明員から委任を受けた者に出席を求めることができる。

(定足数)

第4条 全員協議会は、議員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(記録)

第5条 議長は、職員をして全員協議会の会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(表決)

第6条 全員協議会における表決は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、前項の表決に加わることができない。

(傍聴)

第7条 全員協議会の傍聴に関しては、渡島廃棄物処理広域連合議会傍聴規則（平成12年10月24日議会規則第2号）を準用する。

2 議長は、必要があると認めた場合、又は全員協議会の決定があった場合は、前項の規定にかかわらず傍聴を制限することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項は、その都度全員協議会に諮り決定する。

附 則

この規程は、平成21年2月26日から施行する。

附 則（平成25年10月31日議会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。